2024年度 メインオークション募集要綱（案）の意見募集の開始について

（対象実需給年度：2028年度）

2024年6月27日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

１．はじめに

- **2024年度メインオークション**（対象実需給年度：2028年度）に向けて、本検討会、および国の審議会において検討が進められてきたところ。
- 本日は、検討内容をもとに作成した、「容量市場**メインオークション募集要綱**（対象実需給年度:2028年度）」と「**容量確保契約約款**」の案について、**主なポイントと意見募集等**の実施について報告を行う。

（参考）容量市場に関連する文書類（1/2）

■ 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供を行っている。今回は、2024年度メインオークション（対象実需給年度：2028年度）に向けて「**容量市場メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」を意見募集の対象**として予定している。

関連文書等		概要	公表状況
容量市場関連文書	容量市場募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション募集要綱	• メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～27年度向け：公表済
		容量市場追加オークション募集要綱	• 追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～25年度向け：公表済
		長期脱炭素電源オークション募集要綱	• 長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2023年度応札：公表済
	容量確保契約書 ※1※3	容量確保契約約款	• メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
		長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	• 長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
	容量市場業務マニュアル ※1※2	メインオークションの参加登録・応札・容量確保契約書の締結編	• 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 • メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～27年度向け：公表済
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	• 余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～26年度向け：公表済
		電源等差替編	• 電源等差替の手順、提出書類等について記載	
		実効性テスト編	• 電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	
		容量停止計画の調整業務編	• 容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	
		実需給期間中 リクワイアメント対応(安定電源)(変動電源(単独))(変動電源(アグリ)(発動指令電源)編	• 算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認等について記載	2024年度向け：公表済
		実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編	• ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続等について記載	
		容量拠出金対応編	• 容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認手続き等について記載	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います　※2：対象実需給年度毎に公表します　※3：対象実需給年度に依らず共通です

（参考）容量市場に関連する文書類（2/2）

関連文書等		概要		公表状況
容量市場関連文書	容量市場業務マニュアル※1※2	追加オークションの参加登録編	• 参加登録申請の手順、提出書類等について記載	2024～25年度向け：公表済
		追加オークションへの応札・容量確保契約書の締結編	• 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	
		長期脱炭素電源オークション参加登録・応札・契約締結編	• 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載、等	2023年度応札：公表済
		その他は必要に応じ発行予定		必要に応じ公表予定
	容量市場システムマニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	• 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います　※2：対象実需給年度毎に公表します　※3：対象実需給年度に依らず共通です

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
主な反映事項

主な反映事項	反映箇所　募集要綱＜上段＞ 約款＜下段＞
①　ノンファーム型接続が適用される電源の扱い ➢ 2024年度メインオークションにおいて、**<u>ノンファーム型接続が適用される電源は参加可能</u>**とするとの国の審議会での整理を踏まえ、募集対象とする。	なし （昨年度も参加可能と整理） ―
②　調整力設備量の把握 ➢ 中長期的な調整力の確保について、容量市場において状況把握するため、オークションの参加登録業務の一部に組みこむこととし、安定電源を対象に帳票を作成・提出を必要とする。	参加登録時の電源等情報の登録情報として、新たな様式の提出が必要となる旨を追記 （第4章３(5)） ―
③　非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントと平常時の市場応札のリクワイアメントの関係について ➢ 非効率石炭火力は年間設備利用率を50%に抑制するリクワイアメントがある一方で、平常時には卸取引所等への市場入札を求めるリクワイアメントがあるため、関連する国の審議会の整理の方向性に沿って、市場応札量を減少できる場合について記載する。	非効率石炭火力については、年間の設備利用率を踏まえた「供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿う場合」に市場応札量を減少できることとする旨を追記 （第3章17(2)） 同上
④　発動指令電源の取り扱い ➢ 約定処理において、発動指令電源の同一価格札について、実効性達成率に応じた落札電源の決定を行う仕組みを今後適用（今後実施される実効性テスト以降のオークション以降）するにあたり、今後の実効性テスト結果やリスト未提出等を考慮する。	なし （約定処理へ適用は次回以降であるため） 実効性テストに関する条項に、実効性テスト後の達成率が以降のオークションにおいて考慮される旨を追記（第3章16③）

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
①ノンファーム型接続が適用される電源の扱いについて

第85回制度検討作業部会資料より

2028年度実需給向けオークションにおけるノンファーム電源の取扱い

- 2023年9月22日に開催された第70回広域系統整備委員会において、2028年度の系統混雑の想定結果が取りまとめられた。
- **2028年度のピーク需要断面において発生する系統全体の混雑想定量は、2027年度を対象としたものよりも減少**する結果となった（昼間ピーク断面と点灯ピーク断面のうち、基幹系統とローカル系統の合計混雑量の大きいいずれかの断面において、2028年度：226MW [点灯ピーク断面]、2027年度：438MW [点灯ピーク断面]）。
- 2027年度実需給向けメインオークションにおけるノンファーム型接続が適用される電源の取扱いは、2027年度における系統混雑想定結果に基づき、参加を制限するものではないと整理されている。
- 2028年度の混雑想定量が2027年度よりも減少していることを踏まえ、**2028年度実需給向けメインオークションにおいても**、引き続き**ノンファーム型接続が適用される電源の参加を制限するものではない**と整理することとしてはどうか。
- なお、ノンファーム電源の接続を踏まえた各電源の供給力の取扱いについては、引き続き電力広域的運営推進機関や関連の委員会等と連携し、検討を行うものとする。

17

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
② 調整力設備量の把握について（1/3）

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

＜変更前＞

（５）安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。
（略）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報（詳細情報）	調整機能（※3）の有無	調整機能「有」を選択した場合は、以下を提出 ・余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等） ※提出期限は別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。

＜変更後＞

（５）安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。
（略）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報（詳細情報）	調整機能（※3）の有無	調整機能「有」を選択した場合は、以下を提出 ・余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等） ※提出期限は別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。 調整機能の有無にかかわらず、以下を提出 ・調整機能の詳細情報（様式４）※４ ※提出方法は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
② 調整力設備量の把握について（2/3）

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

＜変更前＞

（５）安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。
（略）

※1：証憑書類としては、当該発電所を保有する事業者以外が示す書類（着工後の試運転期間中に実施される性能試験の結果報告書、建設時の契約書等）とする。
ただし、上記証憑書類の準備が困難な場合（タービン/ボイラーを別メーカーから購入している場合等）は、事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。
※2：対象実需給年度が2026年度のメインオークションにて登録された石炭火力発電で、設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上ではなかった電源が、実需給2027年度までに設備改造等により設計効率が新たに42%以上となることを申請する場合には、上記※1同様に事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。
※3：需給調整市場における商品の要件を満たす機能

＜変更後＞

（５）安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。
（略）

※1：証憑書類としては、当該発電所を保有する事業者以外が示す書類（着工後の試運転期間中に実施される性能試験の結果報告書、建設時の契約書等）とする。
ただし、上記証憑書類の準備が困難な場合（タービン/ボイラーを別メーカーから購入している場合等）は、事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。
※2：対象実需給年度が2027年度のメインオークションにて登録された石炭火力発電で、設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上ではなかった電源が、実需給2028年度までに設備改造等により設計効率が新たに42%以上となることを申請する場合には、上記※1同様に事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。
※3：需給調整市場における商品の要件を満たす機能
※4：調整機能の詳細状況（様式４）は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照し、事業者毎に本機関の専用アドレスへ提出すること。

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
② 調整力設備量の把握について（3/3）

第55回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

2．調整力設備量の把握について
③確認項目や対象とする電源、対象のオークション

- 設備量を把握する情報としては、**応札単位の電源毎**に、従来から把握している電源等情報に登録されている**調整機能の有無**に加えて、調整機能をより詳細に把握するべく、**需給調整市場の商品区分毎に供出可能量を把握**することしたい。
- また、調整力の**ポテンシャルを把握する目的から、制御回線がない電源等**についても、仮に制御回線を設置すれば供出可能となる調整力設備量を可能な範囲で想定してもらい、あわせて確認していく。
- **対象は調整力を提供し得る区分として安定電源（水力、火力、再エネ、蓄電池）**とする。

<調整機能「有」の場合>
- ✓ 調整力供出可能量（一次、二次①、二次②、三次①、三次②）

<調整機能「無」の場合、または、調整機能「有」・制御回線「無」の場合>
- ✓ 仮に制御回線を設置すれば供出可能となる調整力設備量（ポテンシャル）（二次①、二次②、三次①、三次②）

<共通>
- ✓ 属地TSOからの調整力指令に応じるための制御回線の有無

- 今回の仕組みはオークション参加登録時の情報把握であり、将来の実需給年度を想定して作成する。
- そのため、継続的に把握していくこととし、例えば**メインオークションでは毎年度の参加登録のタイミングに、最新の情報を報告**していく。
- また、本件は追加的な情報提供の仕組みとなるため、**今後開催するオークションへ参加登録する安定電源を対象**として、**募集要綱に様式を反映**※していく。

※将来の状況に関して分析をおこない、あらかじめ早い段階でその推移を把握していくことが本取り組みの主旨のため、ある程度の想定を行いながら報告を行う方法等、取り組みを進めながらよりよい方法としていく

2．調整力設備量の把握について
④報告を行う様式

- 報告様式は、募集要綱において、**参加登録に必要な様式として新たに設定**する。
- 各事業者は、容量市場システムで電源等登録の審査が完了した後、**電源等情報データ一覧に、調整力にかかる情報を付加して提出帳票を作成**する。
- 提出方法は**専用アドレスへ事業者毎に提出**する形とし、専用の問合せ窓口を準備して対応することを想定している。

<様式のイメージ図>

	電源等登録データ												
	電源等識別番号	実需給年度	事業者コード	参加登録申請者名	電源等の区分	電源等の名称	エリア名	枝番	号機単位の名称	発電種別	発電方式	設備容量[kW]	調整機能の有無
例1	0000	2024	0000	●電力	安定電源	●発電所	●エリア	1	1号機	火力	LNG	500,000	有
例2	0000	2024	0000	●電力	安定電源	●発電所	●エリア	2	2号機	火力	LNG	500,000	有

例3	制御回線の有無	制御回線の有無	調整力供出可能量[kW]（調整機能「有」の電源が対象）					仮に制御回線を設置すれば供出可能となる調整力設備量（ポテンシャル）[kW]（調整機能「無」の電源または、調整機能「有」・制御回線「無」の電源が対象）			
	調整機能の有無		一次	二次①	二次②	三次①	三次②	二次①	二次②	三次①	三次②
	有	有	5,000	20,000	20,000	100,000	200,000				
	無	無									10,000

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

③非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントと平常時の市場応札量について（1/3）

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

＜変更前＞

４－２　実需給期間中
（１）リクワイアメント
　容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。
ア　電源等の区分が安定電源の場合
　（略）
　（イ）発電余力の卸電力取引所等への応札
　実需給年度において、容量停止計画※が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に応札すること
　※出力抑制に伴う停止計画は除く。
　ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に応札する量を減少できるものとします。
　1）小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に応札可能な市場が存在しない場合
　2）燃料制約等の制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）
　3）前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
　4）提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量以上の場合
　5）その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

＜変更後＞

４－２　実需給期間中
（１）リクワイアメント
　容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。
ア　電源等の区分が安定電源の場合
　（略）
　（イ）発電余力の卸電力取引所等への~~応札~~入札
　実需給年度において、容量停止計画※1が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に~~応札~~売り入札すること※2
　※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。
　※2：揚水および蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること
　ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に~~応札~~売り入札する量を減少できるものとします。
　1）小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に~~応札~~売り入札可能な市場が存在しない場合
　2）事業者の責によらない燃料制約~~等の制約~~がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）
　3）非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く）
　4）前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
　5）提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合
　6）その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

③非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントと平常時の市場応札量について（2/3）

【約款】 第3章 権利および義務　第17条　実需給期間中のリクワイアメント

＜変更前＞

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。
① 電源等の区分が安定電源の場合

（略）

（2）発電余力の卸電力取引所等への入札
実需給年度において、容量停止計画※が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること
ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします
※出力抑制に伴う停止計画は除く
ⅰ 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に入札可能な市場が存在しない場合
ⅱ 燃料制約等の制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）
ⅲ 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
ⅳ 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量以上の場合
ⅴ その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

＜変更後＞

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。
① 電源等の区分が安定電源の場合

（略）

（2）発電余力の卸電力取引所等への入札
実需給年度において、容量停止計画※が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に売り入札すること
※1：出力抑制に伴う停止計画は除く
※2：揚水および蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること
ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。
ⅰ 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合
ⅱ 事業者の責によらない燃料制約~~等の制約~~がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）
ⅲ 非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く）
ⅳ 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
ⅴ 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合
ⅵ その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
（参考）第94回制度設計専門会合資料より

第94回制度設計専門会合 【資料4】
「2025年度以降の容量市場リクワイアメントを踏まえたスポット市場における「余剰電力の全量」の考え方について」より

論点１：基本的な考え方

- 適取GLにおいて、**「余剰電力の全量」**とは、自社供給力から合理的な事情のある「入札制約」を控除したものとされており、合理的な燃料制約等が「入札制約」として想定されている。

  余剰電力の全量とは、スポット市場への入札時点において算定される各コマの自社供給力から、自社想定需要（自社小売需要と他社への相対契約に基づく供給量等の合計）・予備力・入札制約をそれぞれ差し引いた残りの供給力のことをいう。

- ここで、**非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントは、入札を制約する合理的な事情となり得るため、「入札制約」の一類型となり得るのではないか**。そのため、**年間設備利用率の制約の範囲内で余剰電力の全量の供出が求められると考えることが妥当ではないか**。
- なお、発電ユニットにとっては停止・出力抑制となることから、当該出力抑制の決定はインサイダー情報となるため、当該スポット市場の入札前にHJKSに登録すべきことになる。

（参考）入札可能量の考え方

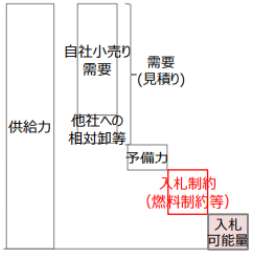

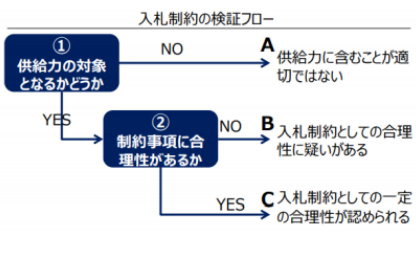

第24回制度設計専門会合 資料４
（平成29年11月28日）より抜粋

判断基準（案）

1. 発電設備の出力に関して、発送電設備に関する物理的又は技術的理由から、入札を困難とする事情が常時存在するため、入札可能量の算定上、そもそも、供給力たりえないか否か。
2. （発送電設備に関する物理的又は技術的理由から、入札を困難とする事情が常時存在するわけではないが）発電所の運用面その他の必要から、入札対象とすることを制約する合理的な事情があるか。

6

論点２：合理的な入札制約の範囲

- 先述のとおり、稼働抑制リクワイアメントの存在が合理的な入札制約となり得るとしても、当該リクワイアメントは年間を通じた利用率であるため、**個々の入札制約の合理性は、どのタイミングで入札制約を生じさせるかによって変わり得る**。例えば、需要が高く市場価格が高騰することが見込まれるタイミングで、年間利用率を理由として稼働を抑制し、入札制約を生じさせるような場合には、その合理性に疑念が生じ得る。
- この点については、事前に合理的な入札制約の範囲を一般論として示すことは困難であり、プライステイカーとして経済合理的な入札行動を取っていたか、必要に応じて、事後的にケースバイケースで判断することが基本と考えられる。
- もっとも、リクワイアメントが年間を通じた利用率であることに鑑みれば、年間の需要予測に基づき発電量計画に沿って運転管理を行うことは合理性が認められ得る。そのため、**稼働抑制リクワイアメントに基づく入札制約の合理性は、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿った電源運用であったかという点も考慮しつつ、プライステイカーとして合理的な入札行動であるか、という観点から判断することが適切ではないか**。
- 例えば、当初の年度計画に基づき、スポット市場価格が安定している低需要期に入札制約を生じさせることは合理的と評価し得るのではないか。一方で、計画上の必要が乏しいにもかかわらず、価格高騰が合理的に見込まれる高需要期に入札制約を生じさせる場合には、相場操縦の疑念が生じ得るのではないか。

8

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
④ 発動指令電源の取り扱いについて（1/2）

【約款】 第3章 権利および義務　第16条　実需給期間前の経済的ペナルティ

＜変更前＞

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。
(略)

③電源等の区分が発動指令電源の場合
(1)実効性テスト結果等
実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います
ｉ 実効性テスト結果等を提出しない場合、または契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が1,000kW未満の場合
契約容量の全てを、第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します
ii 実効性テスト結果等が契約容量に満たない場合
実効性テスト未達成量に相当する契約容量の一部を、第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します

＜変更後＞

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。
(略)

③電源等の区分が発動指令電源の場合
(1)実効性テスト結果等※
実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います
ｉ 実効性テスト結果等を提出しない場合、または契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が1,000kW未満の場合
契約容量の全てを、第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します
ii 実効性テスト結果等が契約容量に満たない場合
実効性テスト未達成量に相当する契約容量の一部を、第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します
※：実効性テスト結果等はオークションの落札電源の決定において考慮する場合があります。

2024年度に実施する実効性テストの結果が、
2025年度メインオークションで考慮されることとなる。

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
④ 発動指令電源の取り扱いについて（2/2）

第56回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

3．発動指令電源の同一価格の応札が複数ある場合の約定処理 11

- 今後は、発動指令電源の応札容量の合計がオークションにおける調達上限容量を超過し、かつ当該調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は、**下記①～④の順で約定処理を行う**。※1、※2、※3
  - ① 調達上限容量を**超過していないエリアは全て約定**
  - ② 調達上限容量を超過しているエリアは、**超過率が等しくなるように当該エリアへ約定可能な容量を分配**
  - ③ 当該エリア内の約定、未約定は**最新の実効性達成率を考慮して決定**
  - ④ ③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定

※１：0円以外の同一価格札を調達上限容量における約定する場合についても同様の手順で行う
※２：市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断する
※３：約定点等で発動指令電源以外と同一価格の応札があった場合は、全ての同一価格の札の中から落札電源を決定

<約定のイメージ> 調達上限容量が4%の場合

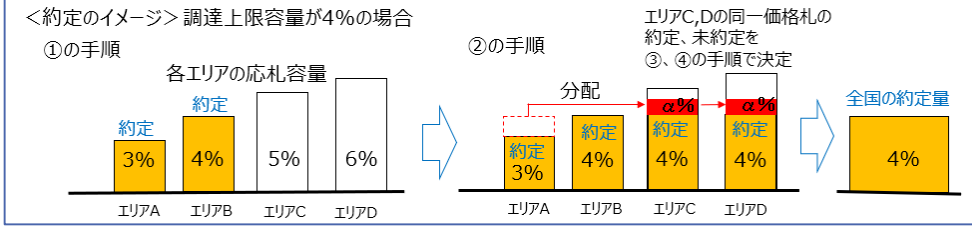

4．まとめ 12

- 発動指令電源の導入上限にかかる課題、実効性テストの達成状況にかかる課題等に対応するにあたり、現在のオークションにおける調達上限容量の仕組みを用いつつ、**上限超過時の同一価格札**については**実効性達成率に応じた優先約定」とする仕組み**の検討を行った。
- **実効性達成率の算出**については、応札時の枠取りを抑止する観点から、**リスト未提出分も含み、事業者毎の単位で算出**する。
- **参照する実効性達成率実績**は、最新の状況が評価されるよう、**最新の1年度分**とする。
- **適用するタイミング**については、今後実施される実効性テストの結果を反映できるよう、**2025年度メインオークションから適用**を行う。（2025年度のメインオークションの募集要綱に導入の考え方を反映することを予定（第6章落札電源の決定方法））
- 今回検討を行った実効性達成率については、以降のオークションで参照していくこととなるため、今回作成を行う**2024年度メインオークション向けに更新する容量確保契約約款に記載**を行う。（第16条③(1)実効性テストの結果等）

3．今後のスケジュール
①意見募集の実施

- 「**容量市場メインオークション募集要綱**（対象実需給年度:2028年度）」と「**容量確保契約約款**」の案については、このあと**７月に意見募集の実施**を行っていく。
- 意見募集にあたっては、今回の資料の内容に加え、**事業者からの日頃の問合せ等**を踏まえた内容の明確化の反映を、意見募集の**補足説明資料を用いて示していく**ことを予定している。
- このあと、意見募集で意見確認を行いながら、メインオークションの開催に向けて、**7月末～8月上旬頃**を目途として**募集要綱と容量確保契約約款の公表**を行うスケジュールで、準備を進めていく。

3．今後のスケジュール
②2024年度メインオークションのスケジュールの概要

- 2024年度メインオークションに向けて、今後のスケジュールについて、以下を予定している。
  - (本日)　：本検討会での募集要綱案、需要曲線原案の提示
  - 7月(予定)　：**募集要綱案、約款案に関する意見募集**の実施
  - 7～8月　：オークションや応札業務に関する**事業者向けの説明会、説明会資料提供**
  - 7末～8月上旬(予定)　：**募集要綱の策定・公表**、需要曲線の公表
  - 8～9月　：**参加登録**（事業者情報、電源等情報、期待容量）や**応札準備**
  - 10月　：**応札期間**
  - 12月頃(予定)　：約定結果の公表
- それぞれの日程について確定次第公表を行い、広域機関HPや容量市場かいせつスペシャルサイト、事業者説明会等でも発信を行っていく。

（参考）2024年度メインオークションのスケジュールイメージ（予定）

■ 2024年度メインオークションの応札に向けた具体的な日程は、募集要綱に記載を予定している。

（参考）2024年度メインオークションへ参加を予定する事業者に向けて

■ 2024年度のメインオークションの開催にあたり、**参加登録のポイント**（事業者情報、電源等情報、期待容量）や、**応札の手順、留意点**等について、募集要綱だけでなく、**事業者向け説明会の資料**等を提供して、事業者へ具体的にお伝えしていくことを予定している。

【例】

＜事業者情報＞

- 既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。

＜電源等情報＞

- 2023年度メインオークション（対象実需給年度:2027年度）に参加登録された電源等情報は、本機関により、当該内容を対象実需給年度:2028年度向けの電源等情報として容量市場システムに登録（※）します。登録済の電源等情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
  ※ただし、取次により登録されていると思われる電源等情報については登録されません

＜期待容量＞

- 全電源で登録が必要になります。
  （これまでのメインオークションに期待容量を登録した場合でも、対象実需給年度:2028年度向けの期待容量は新たに登録が必要となります。）

＜応札＞

- 全電源で登録が必要になります。
  （これまでのメインオークションに応札容量を登録した場合でも、対象実需給年度:2028年度向けの応札容量は新たに登録が必要となります。）